

香芝市訓令甲第 3 号

各 部 課
各出先機関

香芝市福祉事務所事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 1 月 2 7 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市福祉事務所事務決裁規程の一部を改正する訓令

香芝市福祉事務所事務決裁規程（令和 3 年訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「福祉部次長」を「健康福祉部次長」に、「健康部が」を「子ども家庭部が」に、「健康部長」を「子ども家庭部長」に改め、同条第 2 項中「もの」を「者」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和 7 年 1 月 1 日から適用する。